

委託契約手続きのご案内【レベル 3 アスベスト】

アスベスト契約に関する注意事項

- 1 m³以下でも 1 m³からのお値段となります
- 単品での搬入(付着物ある場合受入不可:木くず・紙くず・廃石膏ボード等)
- 建材ごとにフレコン詰め
- ※管理型アスベスト(木くず・紙くず・廃石膏ボード等付着物有り)は別途契約になりますので、お問合せください

最終処分場との契約締結までの流れ

契約書と必要書類の提出

契約書(※)と一緒に下記の書類を提出

- アスベスト契約申込書(※)
- アスベスト含有建材の写真 (最終処分場が建材を確認するために必要)
 - ・建材が確認できる場合は取壊し前の建築物の写真でも可
 - ・フレコンバックに入った状態でも建材の種類が確認できれば可
- 他社運搬の場合、運搬会社の産業廃棄物収集運搬業許可証
 - ・石綿含有産業廃棄物(アスベスト)運搬の許可があるもの
(排出場所と埼玉県の許可証)

(※)HPIにて用紙をダウンロードできます

弊社から最終処分場へ契約書の郵送

契約締結のため最終処分場へ契約書を郵送

- 契約書と提出書類を確認後、契約締結
- 契約締結後は最終処分場より契約書返送

締結から受入までとお願い

契約締結連絡後、受入可能

- ご担当者様へ電話にて連絡
- 連絡前の受入はできません
- アスベスト含有建材はフレコン詰めにし、開封できない状態での搬入
- マニフェストの工事名、排出場所は契約書と同一の内容を記載
(記載内容が統一していない場合、受入不可)